法案の実質的修正の経過

を・厚生労働大臣答弁 において『整理する』 こついて」
いては、その一層の効 、新法人から分離する て検討する。 当たっては、明確な業 意思決定を確保できる 及び国家公務員倫理規 める。
新法人への就職と新法 就職について、業界と 、厳格に対応するた 離職後従事制限の例を いて、一定の制限を行
、その算定の考え方を ては、製薬企業等の取 に応じた算定を行うも 表する。
、終が国の 国のチンのではおりッ措を をより、 をいるでは、 のののでは、 をいるでは、 でのには、 での
害を受けた方々の代表 広い意見を反映するた 当する審議機関を規制 する。
来製品感染等被害救済 感染当にできたいでは ののででは を を を を を を を を を を を を を を を を を を

2002/12/12 参議院厚生労働委員会 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り 方に関する決議」	2002/12/28 薬被連との面談における厚生労働大臣の説明
・研究開発振興業務については、機構を審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務に専念させるとともに、その一層効果的展開を図る観点から、早急に同機構の業務から分離すること。	・今後精力的に検討を行い、新法人の発足まで に、業務の移管先等、分離の具体的な方針を提 示できるように努めて参りたい。
・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を 疑われることのないよう、役職員の採用及び配 置に関し、適切な措置を講ずること。	
・医薬品等の安全性を確保するため、審査を厳格に行うとともに、安全対策業務の実施に当たっては、医薬品の副作用等による健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ適切に対応すること。	・医薬品機構の承認から安全対策までの一貫した業務については、国の責任の下で確実に実施するものあり、諮問機関である医薬品食品衛生審議会の意見を聞きながら今後とも適切に実施して参りたい。 ・組織としては少し手元から離れるが、責任は明確に厚生労働大臣が取ることになっている。
	・来春にも薬害被害者団体との意見交換を行う。 ・「評議員会に相当する審査機関」の委員には、薬害被害者の代表に参画していただけるよう、その実現に努力する。
・健康被害救済業務については、医薬品等による健康被害を受けた者の団体等との連携を図りつつ、現行の医薬品副作用被害救済制度の充実や、新たに実施する生物由来製品感染等被害救済制度の円滑な施行に努めること。	う、その実現に努力する。 ・現在の給付基準等の基本的な考え方に関する 見直しは困難だが、今回の(薬被連の)要望や 参議院における決議を踏まえて今後もできる限 り制度の充実に努めて参りたい。